

令和6年4月

保護者様

浅口市立小中学校園長

出席停止の取り扱いについて

保護者の皆様方におかれましては、平素より本校学校保健活動の充実のため、ご理解とご協力をいただき感謝いたします。

さて、浅口市では、出席停止について、市内幼稚園・小学校・中学校で下記のとおり統一となっていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

○ 出席停止の開始日

医師の診断を受けて、保護者からの連絡を学校（園）が受けた日から

- * 診断を受けられたら、直ちに学校（園）の方へご連絡をお願いいたします。
- * さかのぼっての出席停止の扱いはいたしませんので、ご了承ください。
- * 発熱等で早退し、医師の診断した出席停止の病気であった場合は、翌日から出席停止の扱いといたします。

○ 登校再開の開始日

医師の診断を受けて、治癒証明書を学校（園）へ提出した日から

- * 登校可の診断を受けるため、朝病院で受診後登校した場合は、遅刻扱いとします。
- * ご不明な点につきましては、学校（園）までお問い合わせください。

※インフルエンザについては、治癒証明書ではなく、**インフルエンザ罹患報告書**が必要です。

※新型コロナウイルスについては、治癒証明書も**罹患報告書**も提出の必要はありません。